

1 基本的な考え方

「いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識を踏まえ、本校生徒が楽しく充実した高校生活を過ごすことができる、いじめのない学校作りを推進するために「北海道函館中部高等学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- ・生徒同士、生徒と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ・いじめを未然に防止することを意識し取り組む。いじめがあった場合は、早期に発見し、適切な指導を迅速に行い解決する。
- ・いじめ問題について保護者・地域・関連機関と連携をとり解決に向け対応する。

3 「いじめ」の定義（いじめ防止法第 2 条から）と本校の対応

「いじめ」とは、本校生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの。

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、その訴えを誠実に受け止め、生徒を守るという立場で事実関係を確かめ、対応に当たる。

4 いじめを防止するために

(1) 生徒に対して

- ・学校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍できる集団作りを進める。
- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員であることを自覚できるような学級作りを行う。
- ・一人一人を大切に、分かりやすい授業を行い、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・ストレスを感じたり、困難な状況に出会っても、スポーツや読書などで発散するなど、ストレスや困難に適切に対処する力を育てる。
- ・「いじめは許されない」という認識を全生徒が持てるように、いじめの問題を学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

(2) 教員に対して

- ・学校の教育活動全般を通じ常に生徒を観察し、生徒理解を図り、人間関係に注意を向ける。
- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・達成感や成就感を持つことができる授業を行うことを意識し、常に工夫と研修に努める。
- ・LHR や部活動、行事などを通して、ストレスや困難に出会った際に、心の持ち方や周囲の人々とのつながり方を指導し、それらに対処し乗り越えることを体験させる機会を作る。
- ・LHR や部活動、行事などを通して、いじめの問題を学び機会を設定し、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを学級活動や生徒会活動で指導する。

- ・「いじめ問題」に関する校内研修会を実施し、「いじめ」について本校教職員の理解を深め、指導力を高める。

(3) 学校全体として

- ・全教育活動をとおして、「いじめは許されない」という雰囲気を作り上げる。
- ・いじめに関するアンケートを学期毎に1回実施し、分析結果を職員全体で共有する。
- ・全校集会など全校生徒が集まる機会に、「いじめは許されない」ことを講話や諸注意の中で取り上げる。
- ・「いじめ問題」に関する取り組みを生徒会として行う。
- ・相談体制を工夫し充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

- ・学校便り、HPなどを通じて、本校のいじめ問題とその解決に向けての取り組みを発信し理解と協力を求める。
- ・PTA活動などの各種集まりで、いじめ問題について触れる機会を持ち、学校に相談・連絡しやすい雰囲気を作る。また、連絡や相談を受けたときはスピード感を持って対応し信頼感を得るように努める。

5 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて

- ・生徒の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する機会を持つ。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、声かけを多くするなど、生徒に「見守られている」感覚を持たせ安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や悩みの等の把握につとめ、日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

(2) 相談

- ・いじめで困っていたり悩んでいることがあれば、誰にでも相談することができること、相談することの大切さを学校活動の全てを通して伝えていく。
- ・いじめの相談を受けた際には親身になって聞き、苦しみに共感し、支援し、いじめから守る姿勢で対応することを保護者や生徒に伝える。
- ・いじめられている生徒には自尊感情を高めたり、自信をもてるような励ましをおこなう。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告すると共に、委員会を通じて校内で情報を共有するようする。

(3) 早期の解決

- ・教員が気づいたあるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとで行う。
- ・いじめている生徒に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめること

をやめさせる。

- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているのかに気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

6 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは（いじめ防止法第28条）

- 1 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- 2 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事調査のための組織に協力する。

7 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭とする。また、スクールカウンセラーなどの外部専門家（機関）に参加や助言を求めるなど、適時、柔軟に構成する。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、全ての教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、生徒・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。

8 教育委員会をはじめとする関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の報告や重大事態発生時の対応等については、法に則して、北海道教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で「いじめは許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを勧めることを願います。